

## 議案第9号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

福祉業務手当の支給範囲及び支給額の上限を改めるほか、所要の改正をする必要がある  
ので、本案を提出いたします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改  
正する。

第5条第1項中「福祉部又は子育て支援部に勤務する職員が、訪問員若しくは指導員と  
して援護、育成、更生等の業務を行うため家庭等を訪問したとき、面接員として面接業務  
に従事したとき又は母子・父子自立支援員若しくは婦人相談員として相談業務に従事した  
とき」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 福祉部又は子育て支援部に勤務する職員が、訪問員若しくは指導員として援護、育  
成、更生等の業務を行うため家庭等を訪問した場合、面接員として面接業務に従事し  
た場合又は母子・父子自立支援員若しくは婦人相談員として相談業務に従事した場合
- (2) 児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項  
に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うため家庭  
訪問、指導、相談等に従事した場合又は同号ホに掲げる業務に従事した場合

第5条第2項中「470円」を「1,470円」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。